

盛岡広域振興局長告示第41号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年7月2日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200691	株式会社かんきょう	株式会社かんきょう 盛岡支店	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目5番1号	令和6年6月30日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200691	株式会社かんきょう	株式会社かんきょう 盛岡支店	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目5番1号	令和6年6月30日